継続就業しながら子育ての時間確保ができる制度

「勤務条件制度の手引き」（2024 年 3 月改正）より（早出遅出勤務改正を追加）

<table>
<tr><td></td><td></td><td>2024 年（令和 6 年）2 月 1 日から</td></tr>
<tr><td>育児短時間勤務</td><td rowspan="3">無給</td><td>・対象者は小学校の始期に達するまで
①1 日 3 時間 55 分勤務
②1 日 4 時間 55 分勤務
③3 日間について 7 時間 45 分勤務
④3 日間のうち、2 日について 7 時間 45 分勤務、1 日について 3 時間 55 分勤務</td></tr>
<tr><td>部分休業</td><td>小学校就学の始期に達するまで
始業時又は終業時において 2 時間以内</td></tr>
<tr><td>育児職免</td><td><u>拡充</u>
小学校 6 年生まで（1 日 120 分以内）</td></tr>
<tr><td>育児時間</td><td>有給</td><td>１歳半までの子どもを養育する職員（1 日 90 分以内）</td></tr>
<tr><td>早出遅出勤務</td><td rowspan="2">―</td><td>・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
・学童保育等に迎えにいく必要のある職員
・親族の介護を必要とする職員
通常勤務時間の前 30 分、後 45 分の範囲
<u>※2024 年 4 月 1 日改正実施</u>：<u>通常勤務時間の前後 60 分以内</u></td></tr>
<tr><td>時差勤務制度</td><td><u>新規</u>
公務運営上支障がある場合を除き
通常の勤務時間の前後 60 分</td></tr>
</table>